

愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針



令和5年3月



目次

1	はじめに（指針の位置づけ）	2
2	基本的な方針	
(1)	指針の目指す姿	2
(2)	取組方針	3
	1 必要な支援を公正かつ迅速に切れ目なく提供する	
	2 社会全体で犯罪被害者等を支える	
3	施策	
(1)	施策の柱	4
	柱1 犯罪被害者等に対する支援フローの確立	
	柱2 多岐にわたる支援ニーズへの対応	
	柱3 社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成	
(2)	施策方針	5
4	体制	
(1)	支援体制	9
(2)	推進体制	9
5	見直しとフォローアップ	
(1)	指針の見直し	10
(2)	支援実施状況のフォローアップ	10
6	別冊の作成	10
7	資料	
(1)	愛知県における犯罪被害者等を取り巻く状況	11
(2)	愛知県犯罪被害者等支援条例（令和4年3月25日条例第2号）	18

1 はじめに（指針の位置づけ）

誰もが犯罪等*の被害者やその家族、遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）になる可能性がある中、犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされています。また、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

しかしながら、犯罪被害者等が受ける被害の実相についての理解は十分ではなく、犯罪被害者等は社会の例外的な存在であって、自分たちとは関係がないという誤った理解もあり、犯罪被害者等に対する支援についての社会の関心は高いとはいえない状況があります。

愛知県では、「愛知県安全なまちづくり条例（平成十六年三月二十六日条例第四号）」の中で、犯罪被害者等の支援を位置づけるとともに、あいち地域安全戦略による取組を推進してきたところですが、犯罪被害者等への支援に対する県としての姿勢を県民に明確に示すとともに、取組の一層の強化を図るため、令和4年4月1日、「愛知県犯罪被害者等支援条例（令和四年三月二十五日条例第二号）」（以下、「条例」という。）を施行しました。

本指針は、条例第8条に規定する「支援に関する指針」として、愛知県における犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、犯罪被害者等支援についての基本的な方針、施策、その他支援を推進するために必要な事項を定めるものです。

※本指針における「犯罪等」とは条例第2条1項に規定される定義のとおりであり、殺人等の故意犯のみならず、交通事故等の過失犯も含むものです。

2 基本的な方針

(1) 指針の目指す姿

県民の誰もが犯罪被害に遭う可能性がある中で、安全で安心なまちづくりを進めるためには、社会全体が犯罪等による問題を認識するとともに犯罪被害者等への支援の必要性を共有し、支え合っていくことが重要です。

犯罪被害者等は、犯罪に遭った時から日常生活が変わってしまうため、早期の支援が必要となることに加え、受けた被害の回復、軽減、生活を再建していくためには、社会全体で、被害者等の気持ちに寄り添った途切れない支援を行っていくことが必要になります。

また、犯罪被害者等が必要とする支援は、時期や状況により変わっていくため、必要な支援を公正に行うとともに、支援による二次被害が生ずることがないように留意することが求められます。加えて、犯罪被害者等が求める支援は多岐にわたるため、県の取組のみで対応できるものではなく、国、市町村、民間支援団体など犯罪被害者等支援に関わる多機関連携のもとで進めていく必要があります。

このため、愛知県では、国、市町村、民間支援団体等との連携を密にし、犯罪被害者等が支援の網から取り零されることなく必要な支援を受けることができるよう取組を進めるとともに、県民の理解と協力の増進を図りながら、社会全体が犯罪等による問題や犯罪被害者等支援への必要性を共有し、支え合う、誰もが「安全に安心して暮らせる愛知」の実現を目指してまいります。

(2) 取組方針

指針の目指すべき姿の実現に向けた犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、支援による二次被害を生じさせないように留意すること及び支援が県、国、市町村、民間支援団体その他による多機関連携のもと進められることを前提とし、以下の2つの方針に沿って進めてまいります。

取組方針1 必要な支援を公正かつ迅速に切れ目なく提供する

犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、被害者等の気持ちに寄り添いながら、受けた被害の回復、軽減、生活の再建を図っていくために必要な支援を、公正かつ迅速に途切れることなく提供してまいります。

取組方針2 社会全体で犯罪被害者等を支える

社会全体で被害者等の気持ちに寄り添った途切れない支援を行うことができるよう、犯罪被害者等への無理解や偏見をなくし、犯罪被害者等を支えていく社会づくりに向けて、県民の理解増進のための広報啓発・教育や犯罪被害者等を支援する人材の養成等に取り組んでまいります。

3 施策

愛知県では、取組方針に基づき、本県における犯罪被害者等を取り巻く状況を踏まえた重点的な取組事項である3つの施策の柱に沿って犯罪被害者等支援施策を実施してまいります。

また、施策は、条例に基づき実施するため、施策の柱に対し、対応する条例の条項を位置付けて施策方針を示します。

なお、後述の「6 別冊の作成」にて示すとおり、施策方針に対する個別の取組については、別冊としてまとめます。

(1) 施策の柱

柱1「犯罪被害者等に対する支援フローの確立」

相談支援窓口は、県のみならず、警察、市町村、民間支援団体等が備えています。それぞれが実施する支援は異なるため、犯罪被害者等が窓口を訪れても必要とする支援を受けられないことがあります。

このため、犯罪被害者等が、いずれの機関に支援を求めた場合においても、等しく同様に必要とする支援が途切れることなく受けられるよう、支援フローの確立に取り組んでまいります。

柱2「多岐にわたる支援ニーズへの対応」

犯罪被害者等は、被害の形態、直面している困難な状況等が様々であるため、犯罪被害者等が受けた被害の回復等や、生活の再建を図るためには、個々の事情に一層配慮した支援が求められています。

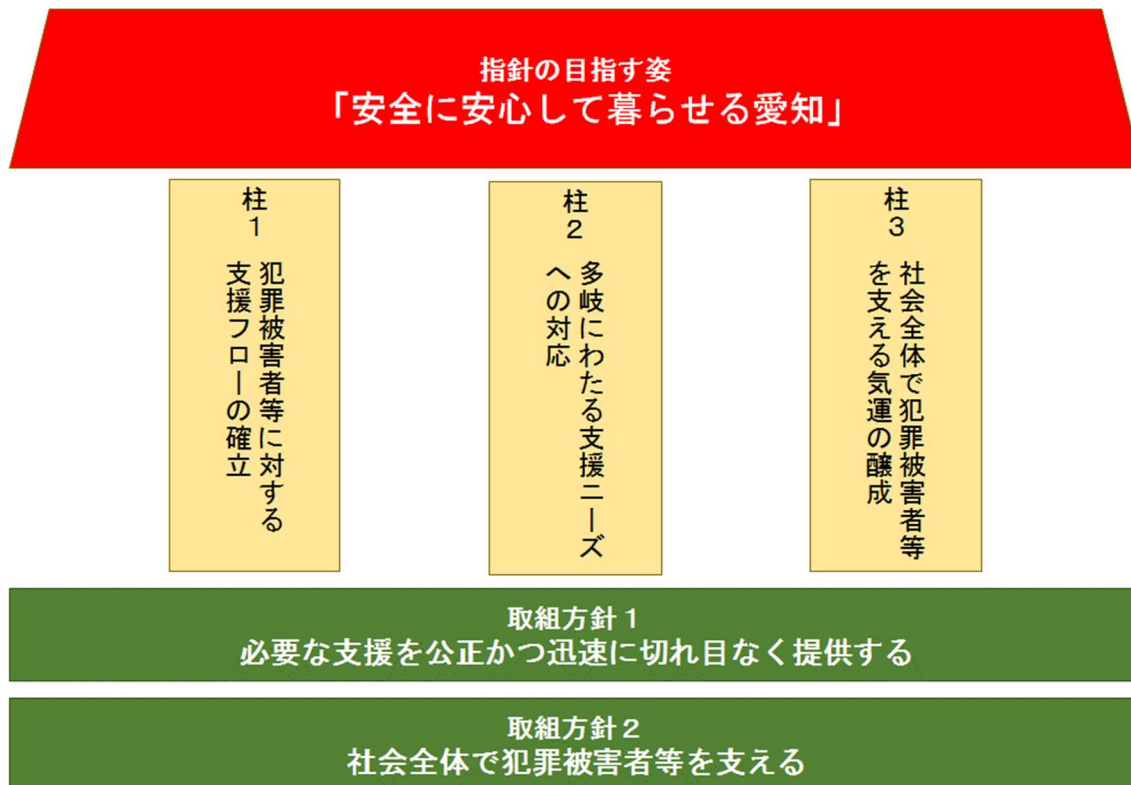
このため、犯罪被害者等の多岐にわたる支援ニーズに対応し、一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が受けられるよう、取り組んでまいります。

柱3「社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成」

犯罪被害者等は、社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて安心して安全な生活を回復することができるため、犯罪被害者等支援において、県民の理解と協力は不可欠です。

このため、犯罪被害者等に対する県民の理解・関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていく気運の醸成に取り組んでまいります。

＜指針の目指す姿に対する施策の柱のイメージ＞



(2) 施策方針

柱1 「犯罪被害者等に対する支援フローの確立」

県における犯罪被害者等支援の入口となる総合的対応窓口の認知や機能を高めるとともに、犯罪被害者等支援に関わる、どの機関を入口にしても支援を進めることができるよう、個人情報適切な管理等を含め、支援体制の整備を進めてまいります。

総合的な支援体制の整備

- 犯罪被害者等が支援の網から取り零れさることがないように、犯罪被害者等に対する支援体制を整備するため、国、市町村、民間支援団体等と連携し、被害者支援連絡協議会や被害者支援地域ネットワークを始め、様々な犯罪被害に対する連携の促進を行ってまいります。
- 県内における犯罪被害者等支援施策が総合的かつ計画的に進められるよう、犯罪被害者等支援に関する市町村条例の制定促進等を行ってまいります。

相談、情報の提供等

- 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について、相談対応を行う総合的対応窓口の充実・強化を図るとともに、その認知度を高めてまいります。
- 犯罪被害者等に対する、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介等の施策を行うとともに、その施策について、多岐にわたる犯罪被害等へ対応できるよう、充実を図ってまいります。

民間支援団体に対する支援

犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性を考慮し、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、民間支援団体に対し、広報啓発や民間支援員の養成及び情報の提供などの支援とともに、その運営・活動への協力を行ってまいります。

個人情報の適切な管理

- 犯罪被害者等支援による二次被害を生じさせないよう、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するよう求めるため、犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等支援における個人情報の適切な管理を行うよう、啓発を行ってまいります。
- 犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識できるよう、啓発を行ってまいります。

柱2「多岐にわたる支援ニーズへの対応」

犯罪被害者等支援を主たる目的とする事業のみならず、福祉や住居を始めとする様々な分野における施策を柔軟に活用し、支援を進めてまいります。

また、犯罪被害者等支援に関わる職員等の育成を進めてまいります。

心身に受けた影響からの回復

犯罪被害者等が心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復することができるようにするため、犯罪被害者等の置かれた状況を踏まえ、カウンセリングの実施や活用できる福祉制度の紹介など、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう取組を進めてまいります。

安全の確保

犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、様々な犯罪被害の機関との連携強化を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況を踏まえ、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保などが行われるよう取組を進めてまいります。

居住の安定等

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の置かれた状況を踏まえ、県営住宅の入居に係る配慮などを行ってまいります。

雇用の安定等

犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、事業者に対して啓発するとともに、犯罪被害者等の置かれた状況を踏まえ、就業支援を行ってまいります。

経済的負担の軽減

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する見舞金等の制度を運用するとともに、犯罪被害者等の状況を踏まえ、活用できる福祉制度等の情報提供及び助言などを行ってまいります。

人材の育成

犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るため、県職員や市町村担当者、被害者支援従事者に対する研修を実施してまいります。

柱3「社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成」

犯罪被害者等の置かれている立場や直接被害、二次被害の状況、それにより必要となる犯罪被害者等支援などに関する県民の理解増進に向けた施策を実施してまいります。

県民の理解

県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、インターネットやリーフレット等を活用した広報啓発を行うとともに、犯罪被害者の置かれた様々な状況を踏まえ、潜在化しやすい犯罪被害の関係者に対し、理解増進を図るため周知・広報を行ってまいります。

4 体制

(1) 支援体制

犯罪被害者等が、県、国、市町村及び民間支援団体等、どの機関に相談・届出を行っても、支援の網から取り零されることなく、ワンストップで手続が進められ、支援が受けられるよう、体制の構築を図ってまいります。

また、県の総合的対応窓口においては、対人援助や多機関連携を行う専門性を有したコーディネーターの配置等を含め、その充実・強化に向けた取組を行うとともに、市町村及び民間支援団体の行う犯罪被害者等支援に対して、取組を支援するよう努めてまいります。

(2) 推進体制

犯罪被害者等支援の推進においては、県のみならず、国、市町村、民間支援団体等と連携・協力することが求められます。このため、県内の犯罪被害者等支援の推進体制として、(ア) 県内の関係機関・団体との推進体制、(イ) 市町村との推進体制、(ウ) 県組織内における推進体制の整備を進めてまいります。

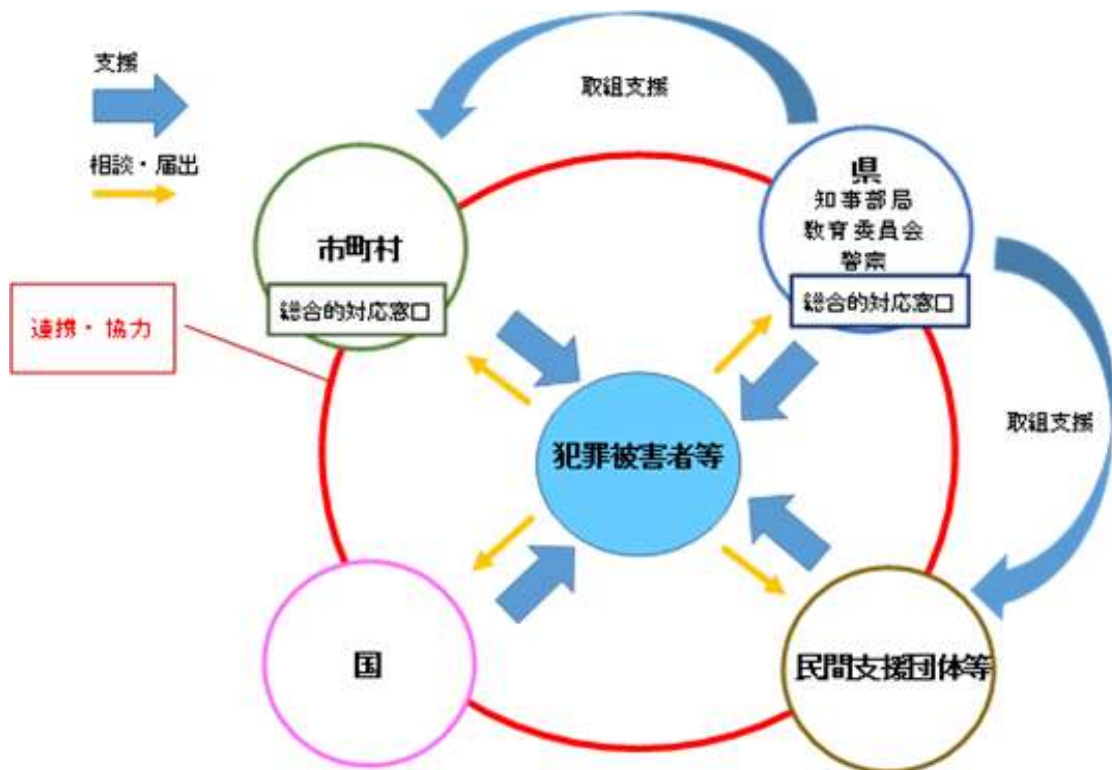
(ア) 「県内の関係機関・団体との推進体制」では、県と市町村、国及び県内における犯罪被害者等支援に関係する民間支援団体との間において、被害者支援連絡協議会の場を活用する等により、情報を共有し、関係機関相互の連携、協力を推進してまいります。

(イ) 「市町村との推進体制」では、県と市町村において、犯罪被害者等支援に係る研修会等を活用し、情報提供、意見交換などを行う事で、犯罪被害者等支援を県内全域で取り組むとともに、県及び市町村における犯罪被害者等への施策を充実させることができるよう、県と市町村の連携、協力を推進してまいります。また、必要な市町村に対して、県はその取組を支援してまいります。

(ウ) 「県組織内における推進体制」では、県庁内における連携体制を構築するとともに、県の知事部局、教育委員会及び警察において相互に連携を取りながら、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進してまいります。

<支援体制のイメージ>

犯罪被害者等がどの機関に相談・届出しても取り零されることなく支援を受けることができる体制



5 見直しとフォローアップ

(1) 指針の見直し

本指針は、国の犯罪被害者等基本計画の見直し時期ほか、本県における犯罪被害者の置かれた状況に大きな変化があった時など、必要な時期に、施策の柱を始め内容の見直しを行います。

(2) 支援実施状況のフォローアップ

支援施策の実施状況について、毎年、フォローアップを行ってまいります。また、フォローアップの実施においては、新たな会議体・ヒアリング等の設置・実施を検討するとともに、必ず犯罪被害当事者の意見を聴くものとしします。

6 別冊の作成

3 (2) で示した施策方針に基づく具体的な取組については別冊を作成し、毎年度更新・公表します。

7 資料

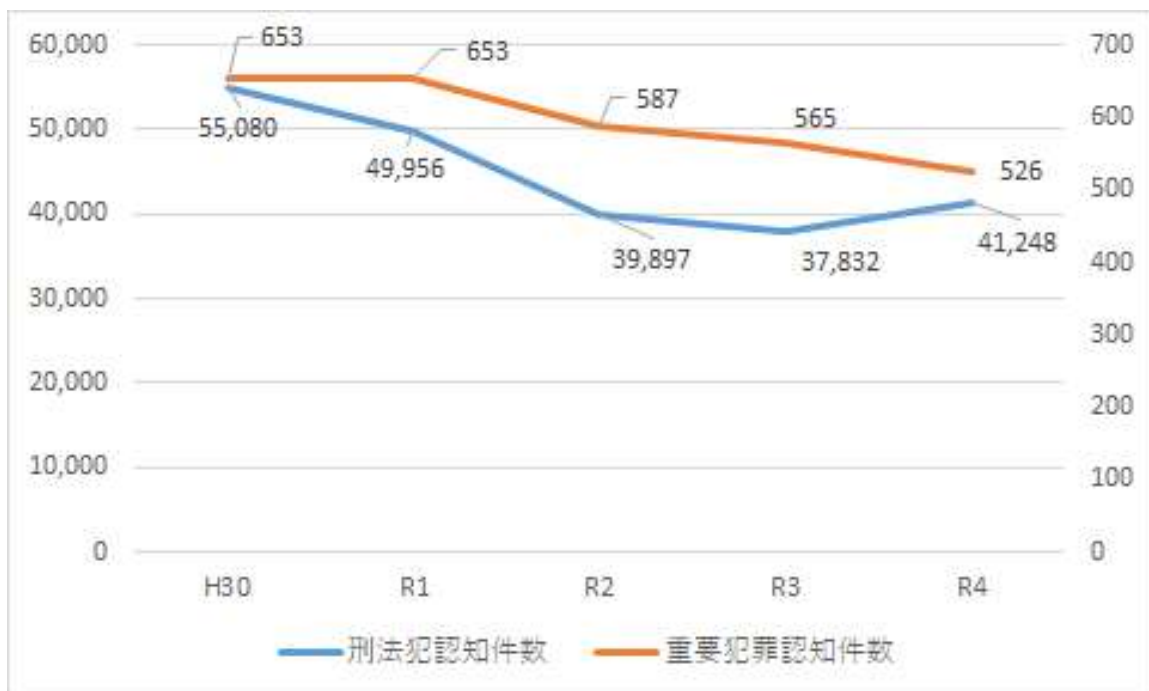
(1) 愛知県における犯罪被害者等を取り巻く状況

ア 愛知県における刑法犯認知件数等

(7) 刑法犯認知件数及び重要犯罪^{※1}件数の推移（H30～R4）

- 刑法犯認知件数、重要犯罪認知件数とも減少傾向でしたが、令和4年は刑法犯認知件数が増加しました。（図1）

（図1）



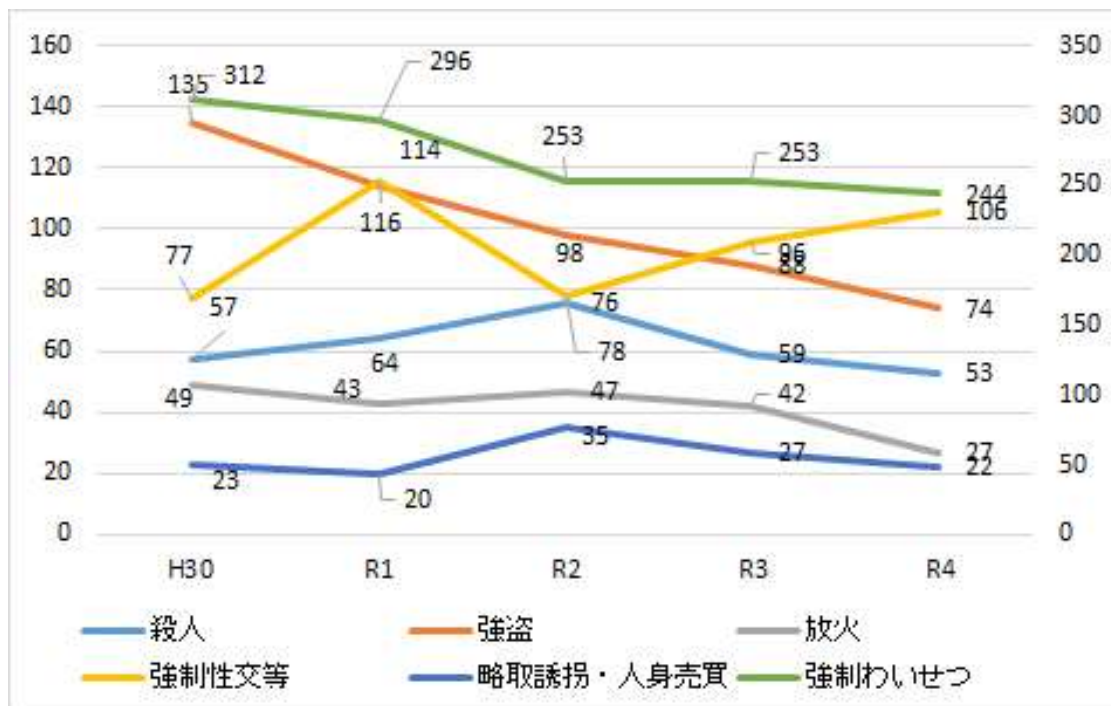
（出典）愛知県警察 犯罪統計月報

(イ) 重要犯罪認知件数の犯罪種ごとの件数推移（H30～R4）

- 強盗、強制わいせつ、放火は減少傾向でした。殺人は年によってばらつきがありますが、平成29年と令和4年の件数は同水準でした。また、強制性交等、略取誘拐・人身売買は平成29年よりも令和4年の件数が増加しました。（図2）

※1 重要犯罪 重要犯罪とは、犯罪情勢を観察する場合において、統計上、その指標となる犯罪として掲げる「殺人」、「強盗」、「放火」、「強制性交等」、「略取誘拐・人身売買」及び「強制わいせつ」の各罪種をいう。

(図 2)



(出典) 愛知県警察 犯罪統計月報

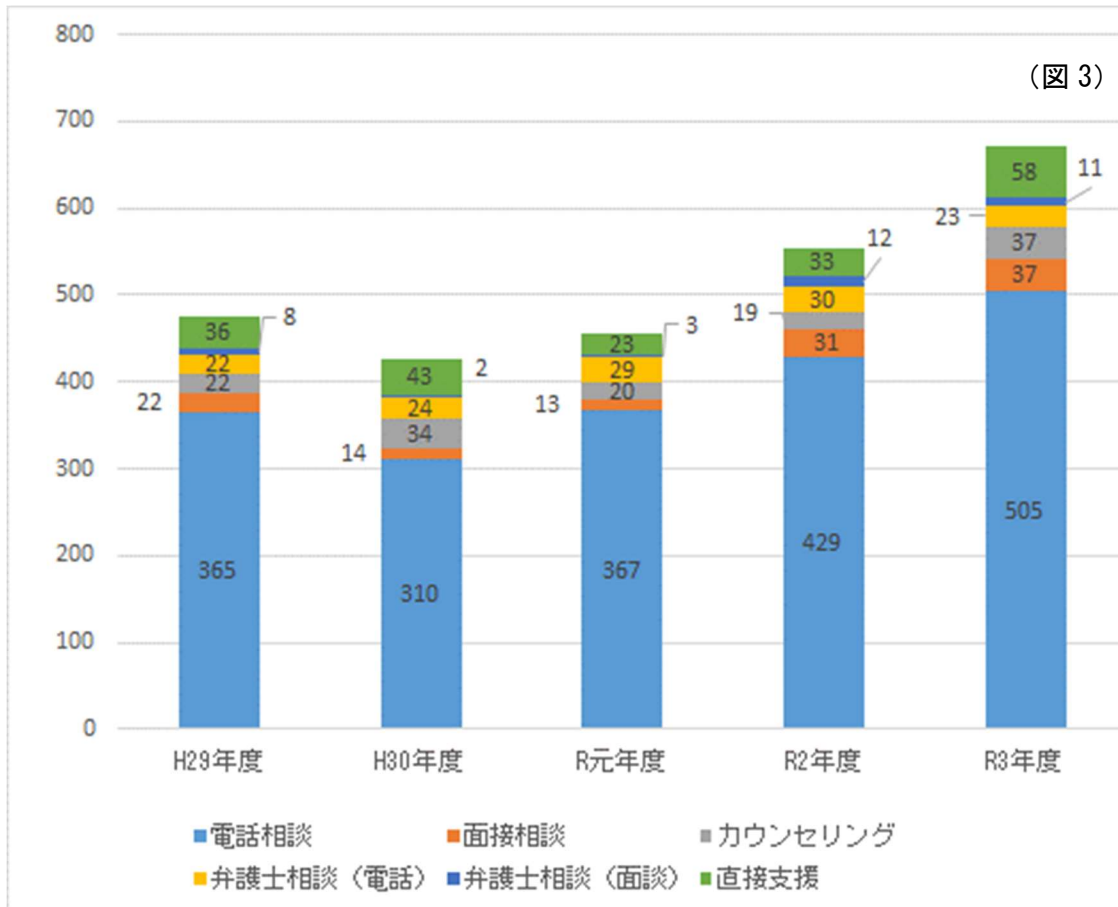
イ 公益社団法人被害者サポートセンターあいちにおける支援状況

(7) 支援の推移 (H29 年度～R3 年度)

- 刑法犯認知件数及び重要犯罪認知件数は減少していましたが、支援総数は平成 30 年度以降、増加傾向になりました。(図 1、図 3)

なお、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて減少しているのは、全国被害者支援ネットワークの統計項目の変更（自助グループが無い県があるため、自助グループ支援件数を除外するなど）があったためです。

- 平成 29 年度と令和 3 年度について、支援項目ごとに件数を比較すると、弁護士相談（電話）は同水準ですが、それ以外の支援項目は増加していました。(表 1)
- 平成 29 年度と令和 3 年度について、支援項目ごとに件数の増加率をみると、面接相談、カウンセリングの増加率が最も大きく、次いで直接支援が大きくなっていました。(表 1)



※公益社団法人被害者サポートセンターあいち資料より作成

(表 1)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	伸び率 (H29年度→R3年度)
電話相談	365	310	367	429	505	138.4%
面接相談	22	14	13	31	37	168.2%
カウンセリング	22	34	20	19	37	168.2%
弁護士相談(電話)	22	24	29	30	23	104.5%
弁護士相談(面談)	8	2	3	12	11	137.5%
直接支援	36	43	23	33	58	161.1%

※公益社団法人被害者サポートセンターあいち資料より作成

(4) 電話相談の内訳 (H29 年度～R3 年度)

- 電話相談内訳をみると、特に、強制的性交等（準含）、強制わいせつ（準含）、交通事故の件数が大きく増加しました。（表 2）
- 県内の交通事故死者数は、平成 29 年から令和 3 年にかけて約半数まで減少している一方で、令和 4 年度は増加に転じました。一方で、交通死亡事故に関する相談は令和 3 年度の件数が最も大きくなっていました。（表 2、表 3）

(表 2)

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
電話相談 内訳	殺人	9	4	7	21	19
	強盗（致死傷）	0	1	0	10	4
	強制性交等（準含）	6	5	15	39	60
	監護者性交等	22	1	0	2	2
	強制わいせつ（準含）	21	28	16	28	110
	監護者わいせつ		0	0	0	1
	その他の性的被害	21	10	18	21	22
	暴行傷害	54	52	52	38	46
	その他の身体犯	4	4	10	6	9
	交通死亡事故	6	11	6	21	62
	交通事故	12	25	35	19	16
	財産的犯罪	41	22	31	33	44
	DV	9	11	14	22	16
	ストーカー	12	8	9	10	13
	虐待	0	1	1	6	2
	死別・自殺	1	3	1	2	0
その他	168	124	152	151	79	

※公益社団法人被害者サポートセンターあいち資料より作成

最も件数が多かった年

2番目に件数が多かった年

愛知県における交通事故死者数の推移

(人) (表 3)

H29	H30	R1	R2	R3	R4
200	189	156	154	117	137

(出典) 愛知県警察 愛知県の交通死亡事故発生状況

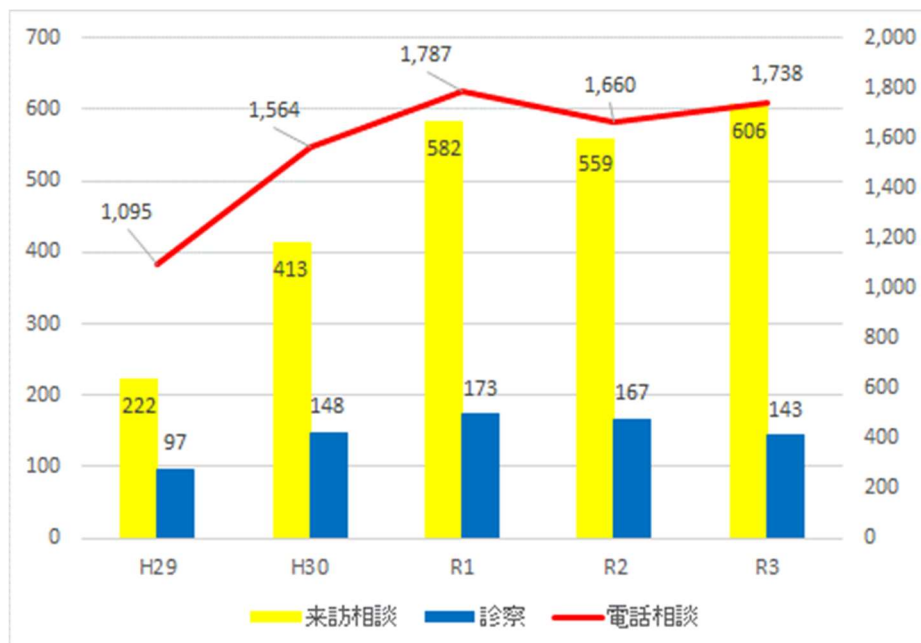
ウ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援状況

○ 性暴力救援センター日赤なごやなごみにおける支援状況 (図 4、表 4)

- ・ 年によりばらつきがありますが、電話相談件数、来訪相談件数とも増加傾向でした。診察件数は、平成 29 年から令和元年にかけて増加しましたが、令和 2 年、令和 3 年は減少しました。なお、この要因の一つとしては、令和 2 年、令和 3 年には新型コロナウイルスの感染拡大から自宅に留まる方が多かったことが考えられます。(図 4)
- ・ 強制性交等、強制わいせつの認知件数と比較して、電話相談件数、来訪相談件数ともに大きくなりました。また、電話相談件数、来訪相談件数の

合算に対する認知件数の割合は、平成29年から令和3年にかけて大きく増加しました。（図2、表4）

（図4）



※性暴力救援センター日赤なごやなごみ資料より作成

（表4）

【認知件数】

	H29	H30	R1	R2	R3
強制性交等	81	77	116	78	96
強制わいせつ	371	312	296	253	253
計	452	389	412	331	349

【相談件数】

電話相談	1,095	1,564	1,787	1,660	1,738
来訪相談	222	413	582	559	606
計	1,317	1,977	2,369	2,219	2,344

相談件数総数/認知件数総数	291.4%	508.2%	575.0%	670.4%	671.6%
---------------	--------	--------	--------	--------	--------

※性暴力救援センター日赤なごやなごみ資料より作成

エ 条例策定過程で示された被害者支援施策への意見

条例を制定するに当たっては、「愛知県犯罪被害者等の支援に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、制定に向けた検討を行うとともに、条例骨子案についての県民意見募集（「愛知県犯罪被害者等支援条例骨子案に対する県民意見募集」、（以下、「県民意見募集」という。））を実施しました。以下は、有識者会議、県民意見募集で示された意見のうち、支援施策に関する主な意見です。

(7) 有識者会議における意見

項目	意見概要
相談・情報の提供等	・総合的対応窓口は県民相談・情報センターとのことだが、県民情報・相談センターという名称では犯罪被害者等支援に関係するものだと一見して分からないため、条例制定後、新たに被害者支援に関する総合窓口を設置するべきではないか。
	・明確な窓口自体は、県としては実際に用意している。ただ、実際に支援を受けようとしている人には分からない状況である。設置する、設置しないという問題とは別で、110番通報とか119番通報みたいな、それくらいのイメージで、被害に遭ったら直ぐに連絡できて、対応が始まるというような具体的な取組方での充実をしていくことであると思う。
	・窓口はというと、担当する方がきちんと能力がないことで、助けを求めたのにそこで助けを受けられず、二次被害的なものが生じてくるということもある。
経済的負担の軽減	・安心して寝られることが大切で、それが脅かされると回復が遅れ、状況がより悪くなるので居住の安定が大事である。しかし、転居費用が払えないことで転居を断念する被害者も多くみえるため、転居費用の支援が必要だと考える。
	・補助制度の中で弁護士費用に充てて下さい、支援しますということが明記されることで、犯罪被害者等が直面している困難を県民に理解されるという側面もあると考える。
経済的負担の軽減	・犯罪被害者等見舞金はありがたいが、生活にとって必要な金額というのは、物価の上昇等により変わってくるため、金額が十分かということは、経済状況に合わせて見直していただきたい。
民間支援団体に対する支援	・民間支援団体へも、被害者支援団体へも、ともに被害者支援を盛り上げていくという意味で十分な予算を取っていただきたい。

(1) 県民意見募集における意見

項目	主な意見
全般的な内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の日常生活の手助けとなるよう、福祉の観点（介護、子育て）で、既存の福祉制度が利用できるよう、利用対象者を犯罪被害者等に拡大されることを望む。
相談・情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・一箇所の窓口ですべての支援へのアクセスが可能になるような総合的なワンストップ窓口の設置を要望する。 ・総合支援窓口を設置して、そこに犯罪被害者支援に専従する職員（支援員）を配置してそのための人材育成を行っていただきたい。 ・本庁舎だけでなく、三河地域にも相談窓口の開設をお願いする。
県民の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・二次被害には、犯罪の様態それぞれに固有のものがあるため、広報・啓発を企画するにあたっては、当事者の方々の意見やアイデアを必ず取り入れて実施していただくことを要望する。 ・被害者支援条例があることを、すべての県民が「誰でも知っている」よう、また、「どこに窓口があるのか」、分かりやすく広く広報啓発をして欲しい。
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者側が犯罪の被害により長く後遺症が残った場合は通常診療と同様の扱いで自己負担をさせられないことがないよう、県が国と連携して体制を作っていただきたい。
民間支援団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者が安心して支援を行うことができるためには、安定的な運営が大変重要であるため、その点への支援を要望。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談費用が出る、ということであれば、そのように躊躇することなく法律相談をすることができるようになる。また、転居費用を支援することができるとう良い。

※ 県民意見募集に提出された意見のうち、「2 県が行う基本的な施策」に係るもの。

(2) 愛知県犯罪被害者等支援条例（令和四年三月二十五日条例第二号）
愛知県犯罪被害者等支援条例（令和四年三月二十五日条例第二号）

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策等（第八条—第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行うとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。
- 二 犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること。
- 三 国、県、市町村、民間支援団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力して取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策が推進されるよう、市町村に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用して行うよう努めなければならない。

- 2 民間支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策等

(支援に関する指針)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 犯罪被害者等支援についての基本的な方針
 - 二 犯罪被害者等支援に関する施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等及び県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第九条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び相互に協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第十条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十一条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復することができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十二条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第十三条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第十四条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十五条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解)

第十六条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十七条 県は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十八条 県は、犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第十九条 県は、犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識して、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第二十一条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(愛知県安全なまちづくり条例の一部改正)

2 愛知県安全なまちづくり条例（平成十六年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 犯罪の被害者等に対する支援（第三十三条―第三十五条）」を削り、「第八章」を「第七章」に、「第三十六条」を「第三十三条」に改める。

第七章を削る。

第八章中第三十六条を第三十三条とし、同章を第七章とする